

## 第9-13表 公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法) 生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 ・財源は、国(3/4)及び自治体(1/4) ・給付の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助  必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付を原則としている。	(貧困家庭一時扶助)(TANF) ・根拠法令は、社会保障法 ・管理運営主体は、州 ・財源は、連邦及び州の一般財源 ・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等 ・給付内容は、州ごとに決定 (その他の扶助) (1)補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者等が対象 (2)メディケイト 貧困家庭の児童、妊婦等が対象 (3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4)一般扶助 州、自治体の独自扶助(勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	(所得補助) ・根拠法令は、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法 ・管理運営主体は、雇用年金省 ・財源は国の一般財源 ・制度の対象者は、高齢者、一人親、障害者等 ・給付内容は年齢等の属性に応じ個別に算定 (社会基金) ・所得補助では対応できない突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金 (その他の扶助) (1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給, (2)地方税給付:地方税納付者に地方税相当額を支給, (3)就労税額控除, 児童税額控除, 就労している低所得者, 子供を養育する低所得者を対象として税の還付の形式で給付
被保護世帯数(千世帯)	1,042(2005年度)	貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助 4,114(1997年1月) 食料スタンプ 8,870(1997年8月)	所得補助 3,958(1997年5月) 所得関連求職者給付 1,225(1997年5月) 家賃補助 4,546 住民税補助 5,434
被保護者数(千人)	1,476(2005年度)	補足的所得保障 6,495(1997年12月) メディケイト 33,579(1997年度) 貧困家庭一時扶助 11,423(1997年1月) 食料スタンプ 21,414(1997年8月)	所得補助 6,977(1997年5月) 所得関連求職者給付 家賃補助 住民税補助
基準額(月額)	生活保護基準(2006年度) ・1級地-1における標準3人世帯(33歳男, 29歳女, 4歳子) 162,170円 ・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女) 80,820円	補足的所得保障(1998年) ・1人当たり 494ドル ・夫婦当たり 741ドル 食料スタンプ(1998年) ・単身世帯 122ドル ・4人世帯 408ドル	所得補助(1998年) ・夫婦(ともに25歳以上60歳未満), 子2人(13歳, 6歳) 週 135.20ポンド ・夫婦ともに60歳以上75歳未満の高齢世帯 週 109.35ポンド ・80歳以上の単身高齢者 週 77.55ポンド
総支給額(国及び地方)	生活保護費: 2兆3,881億円(2004年度)	補足的所得保障 約283億7,000万ドル(1997年) メディケイト 約1620億ドル(1996年度) 約204億ドル(1996年度) 食料スタンプ 約235億ドル(1996年度)	所得補助 120.46億ポンド 所得関連求職者給付 33.59億ポンド 就業家族所得補助 0.44億ポンド 家賃補助 115.63億ポンド 住民税補助 24.99億ポンド (以上1997年度実績見込み)

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度(根拠法) ・目的	(社会扶助) ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は、地方自治体 ・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼働能力減少の場合の基礎保障は特定の受給者に支給される。この他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じて給付がある。	(最低社会復帰扶助)(RMI) ・根拠法令は、社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は、県 ・財源は、国の一般財源 ・制度の対象者は、25歳以上65歳未満のフランス居住者で、生活に困窮し、かつ就労努力を行っている者。収入がRMI最高給付額を超えないこと、受給開始後3か月以内に社会復帰地域委員会との間で、職業訓練への参加、就職先や住宅を探すこと、家計管理に努めること等を内容とする社会復帰契約を締結すること一が受給要件となっている。 ・給付内容は、最低賃金の一定割合を基礎に個別に算定する生計費補助 ※制度本来の趣旨である就労という目標は十分に達成されず、受給者数が増加したため、2001年には、貧困・社会的疎外者対策全国行動計画の一環としてニュースタートプログラムが策定され、RMI受給者に対し、公共職業安定所により個別援助プロジェクトが実施されている。	(社会扶助) ・根拠法令は、社会扶助法 ・管理運営主体は、コミュニティ(市町村) ・財源は、コミュニティの一般財源 ・制度の対象者は、生活に困窮し、かつ就業努力を行っている者(資力調査による) ・給付内容は、個別に算定する生計費補助 ※就労能力があるにもかかわらず求職活動を行わない場合は、給付の減額又は取り消し。また、若年者の技能不足等何らかの理由からすぐには求職活動を行うことができないか、又は疾病等により求職活動に入ることが適当でないときは、教育訓練プログラムへの参加や医療機関への通院等を行うことが要求される。
被保護世帯数(千世帯)	—	—	250(2001年)
被保護者数(千人)	81(2005年末)	RMI受給者数:1,070 (2003年1月)	749(1997年)
基準額(月額)	通常給付 345ユーロ 他に住居費・暖房費等支給。	RMIの最高給付月額 (2003年1月) ・単身者 子供なし:411.70ユーロ 子供1人:617.55ユーロ 子供2人:741.08ユーロ ・夫婦 子供なし:617.55ユーロ 子供1人:741.08ユーロ 子供2人:864.57ユーロ	維持手当のうち全国共通部分 (1999年) ・1人暮らしの成人 2,900クローナ ・子どものない夫婦 4,870クローナ
総支給額(国及び地方)	—	—	約111億クローナ(1998年)

資料出所 岩田正美・岡部卓・清水浩一編(2003)「貧困問題とソーシャルワーク」、日本労働研究機構欧州事務所(2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策:Welfare to Workの観点から」、厚生労働省(2007)「平成18年版厚生労働白書」、同省(2006)「社会福祉行政業務報告」、同省(2003)「海外情勢報告2002~2003年」、同省ホームページ